

議第 39 号

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

記録の保存年限を普通地方公共団体の保険給付の過払いに係る返還請求権の消滅時効である 5 年に合わせるとともに、人員基準を満たすための研修を定める者を明確にするため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年下呂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、<u>市長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(管理者)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第6条第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第6条第2項に規定する<u>市長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を</p>

改正後	改正前
<p>整備し、当該提供の完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p>	<p>整備し、当該提供の完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p>
<p>第44条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p>	<p>第44条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p>
<p>11 前項の介護支援専門員は、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了している者でなければならない。</p>	<p>11 前項の介護支援専門員は、<u>市長</u>が定める研修を修了している者でなければならない。</p>
<p>12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われているときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了している者（第67条第3号において「研修修了者」という。）を置くことができる。</p>	<p>12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われているときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の<u>市長</u>が定める研修を修了している者（第67条第3号において「研修修了者」という。）を置くことができる。</p>
<p>13 (略)</p> <p>(管理者)</p>	<p>13 (略)</p> <p>(管理者)</p>
<p>第45条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施</p>	<p>第45条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施</p>

改正後	改正前
<p>設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）</p> <p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第64条 （略）</p>	<p>設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>市長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）</p> <p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>市長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第64条 （略）</p>

改正後	改正前
<p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(従業者の員数)</p>
<p>第71条 (略)</p>	<p>第71条 (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>6 前項の計画作成担当者は、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了している者でなければならない。</p>	<p>6 前項の計画作成担当者は、<u>市長</u>が定める研修を修了している者でなければならない。</p>
<p>7～10 (略)</p>	<p>7～10 (略)</p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第72条 (略)</p>	<p>第72条 (略)</p>
<p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>市長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p>	<p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p>
<p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介</p>	<p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介</p>

改正後	改正前
<p>護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。）附則第3条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第6条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、</p>	<p>護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、<u>市長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。）附則第3条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第6条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「者であって、<u>市長</u>が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第10条</p>

改正後	改正前
<p>第10条第2項中「者であつて、第6条第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。</p> <p>第3条 この条例の施行の日において、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第6条第2項、第44条第11項、第45条第3項、第46条、第70条第6項、第71条第2項又は第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第6条第2項、第44条第11項、第45条第3項、第46条、第71条第6項、第72条第2項又は第73条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了している者とみなす。</p>	<p>第2項中「者であつて、第6条第2項に規定する<u>市長</u>が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。</p> <p>第3条 この条例の施行の日において、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第6条第2項、第44条第11項、第45条第3項、第46条、第70条第6項、第71条第2項又は第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第6条第2項、第44条第11項、第45条第3項、第46条、第71条第6項、第72条第2項又は第73条に規定する<u>市長</u>が定める研修を修了している者とみなす。</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

記録の保存年限を普通地方公共団体の保険給付の過払いに係る返還請求権の消滅時効である5年に合わせるとともに、人員基準を満たすための研修を定める者を明確にするため、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

- (1) 管理者等が修了すべき研修の設置権者を厚生労働大臣と明確に規定します。  
(第6条、第10条、第44条から第46条、第71条から第73条、制定附則第2条及び制定附則第3条関係)
- (2) 記録の保存年限をサービスの提供の完結の日から5年間に改めます。  
(第40条、第64条、第85条関係)
- (3) この条例は、平成31年4月1日から施行します。  
(附則関係)